

(案)

令和 6 年 度

弥富市国民健康保険に関する事業計画

令和 6 年 2 月

健康福祉部 保険年金課 国保グループ

目 次

計画策定の趣旨	-1-
第1章 国民健康保険事業運営(特別会計)の現状	-2-
第1節 国民健康保険制度の構造的な問題	-2-
第2節 被保険者の所得の状況	-2-
第3節 被保険者の加入状況	-3-
第4節 医療費の状況	-4-
第5節 保険税率	-4-
第6節 現年調定額の状況	-6-
第7節 国民健康保険特別会計における赤字の解消・削減	-7-
第8節 国民健康保険事業費等納付金	-8-
第2章 国民健康保険事業運営(特別会計)の課題	-9-
第1節 国民健康保険事業運営の課題	-9-
第3章 国民健康保険事業運営の健全化に向けた基本的な取り組み	-10-
第1節 国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上	-11-
1 国民健康保険税の改定	-11-
2 令和6年度以降の税率改正	-11-
3 資格管理による適正な賦課の取り組み	-12-
4 国民健康保険税の収納率向上への取り組み	-13-
第2節 医療費適正化への取り組み	-14-
1 レセプト点検調査	-14-
2 重複・頻回受診者、重複服薬者への訪問指導等	-15-
3 被保険者資格管理の適正化	-15-
4 かかりつけ医及びかかりつけ薬局の取り組み	-16-
5 ジェネリック医薬品の使用促進勧奨	-16-
第3節 健康づくりへの取り組み	-16-
1 特定健診・特定保健指導事業の取り組み	-16-
2 データヘルス計画の取り組み	-17-
第4節 その他の保険事業への取り組み	-18-
1 被保険者証(保険証)「臓器提供に関する意思表示欄」啓発・推奨への取り組み	-18-
国保関係資料	-20-

令和6年度 弥富市国民健康保険事業計画

計画策定の趣旨

国民皆保険における“最後の砦（セーフティーネット）”の役割を担う国民健康保険は、高齢者や低所得者の加入割合が高いなど構造的な問題を抱えており、国民健康保険は厳しい財政状況での制度運営を余儀なくされています。

弥富市国保も例外ではなく、高齢化の進行や医療の高度化により1人当たりの医療費が増加傾向にある等、非常に厳しい状況にあります。

本計画は、将来にわたって被保険者の皆さまが安心して医療を受けることができるよう、弥富市国保の置かれた現状と課題を確認するとともに、「健康都市宣言」の取り組みとも連携しつつ、医療費の適正化や確実な財源の確保など収支改善に向けて取り組むべき各種方策について掲載し、着実な推進につなげることを目的とし、弥富市の国民健康保険を安定的で持続可能な医療保険制度とするために策定するものであります。

また昨今、レセプトや特定健康診査結果等による、データ分析に基づく効果的な保健事業の実施が可能な環境が整いつつあります。本計画では、これらの状況を踏まえ、データに基づいた保健事業をPDCAサイクルによって実施する取り組み、第3期国民健康保険データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画（計画期間：令和6年度から令和11年度までの6年間）に基づき取組を進めて参ります。

第1章 国民健康保険事業運営(特別会計)の現状

第1節 国民健康保険制度の構造的な問題

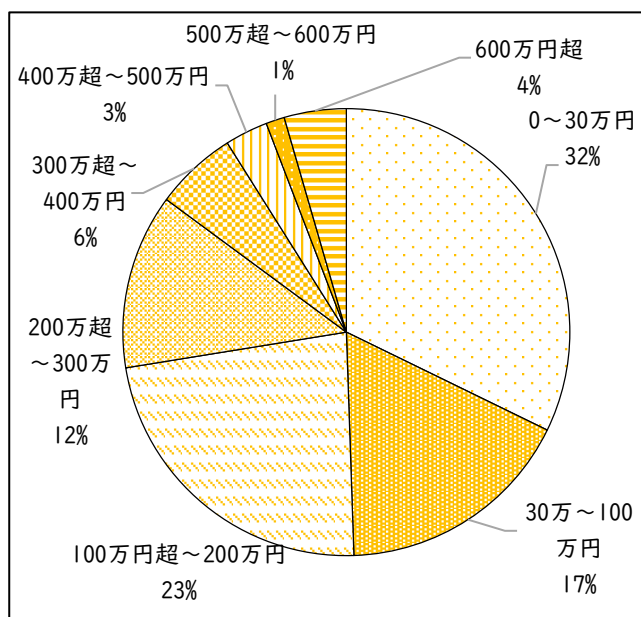
- ・ 低所得者の加入割合が高い
- ・ 高齢者の加入割合が高い
- ・ 医療費や保険税に大きな地域格差がある

国民健康保険は、被用者保険等の対象とならないすべての国民を対象としているため、被保険者の高齢化の進行や経済状況、就業構造の変化の影響等により、構造的な問題を抱えています。

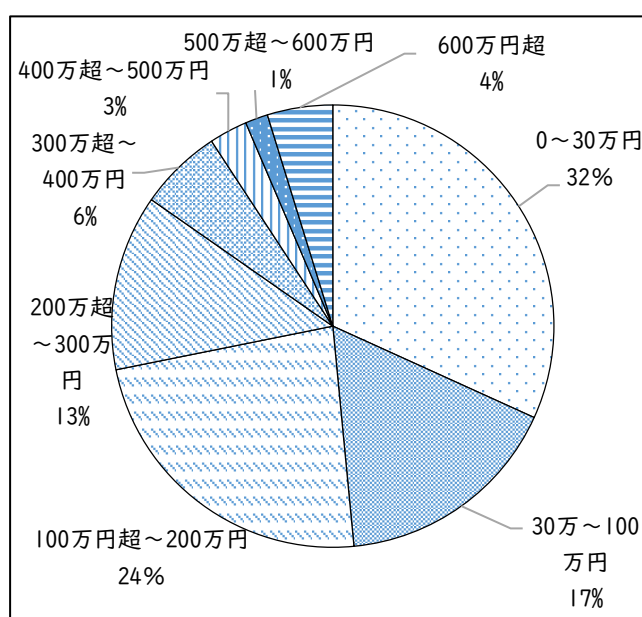
本市国保においては、低所得者の加入割合が高く、財政基盤は脆弱であり、一般会計からの法定外繰入金無しでは国保事業の運営が成り立たない状況にあります。

第2節 被保険者の所得の状況

令和4年11月末

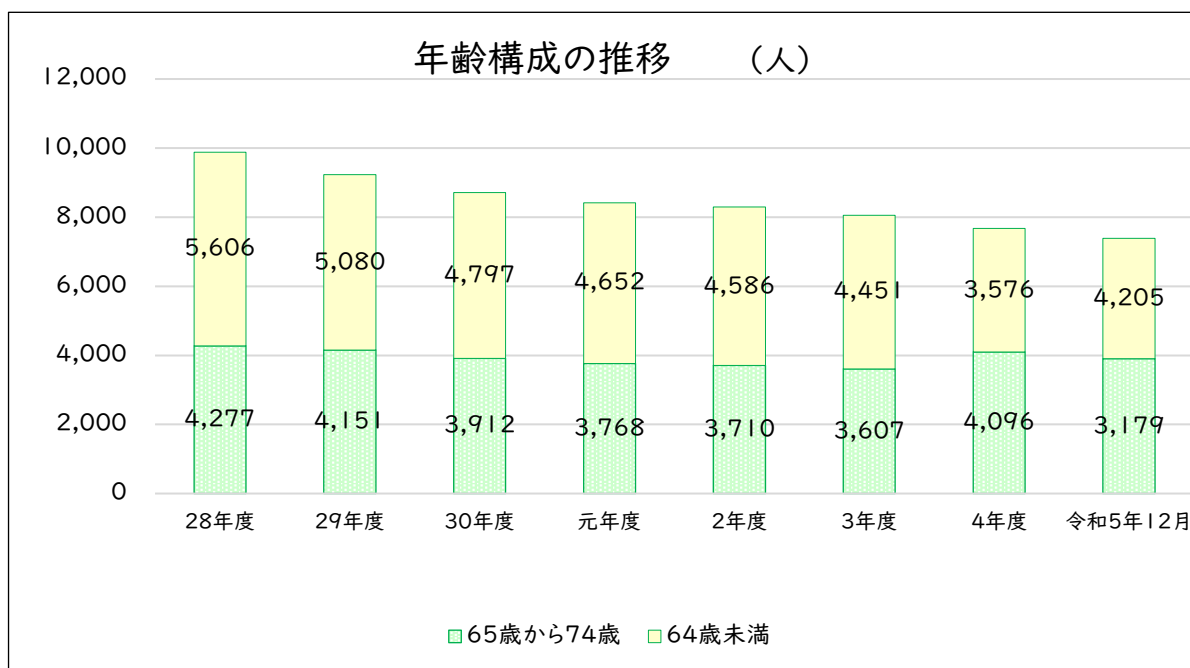
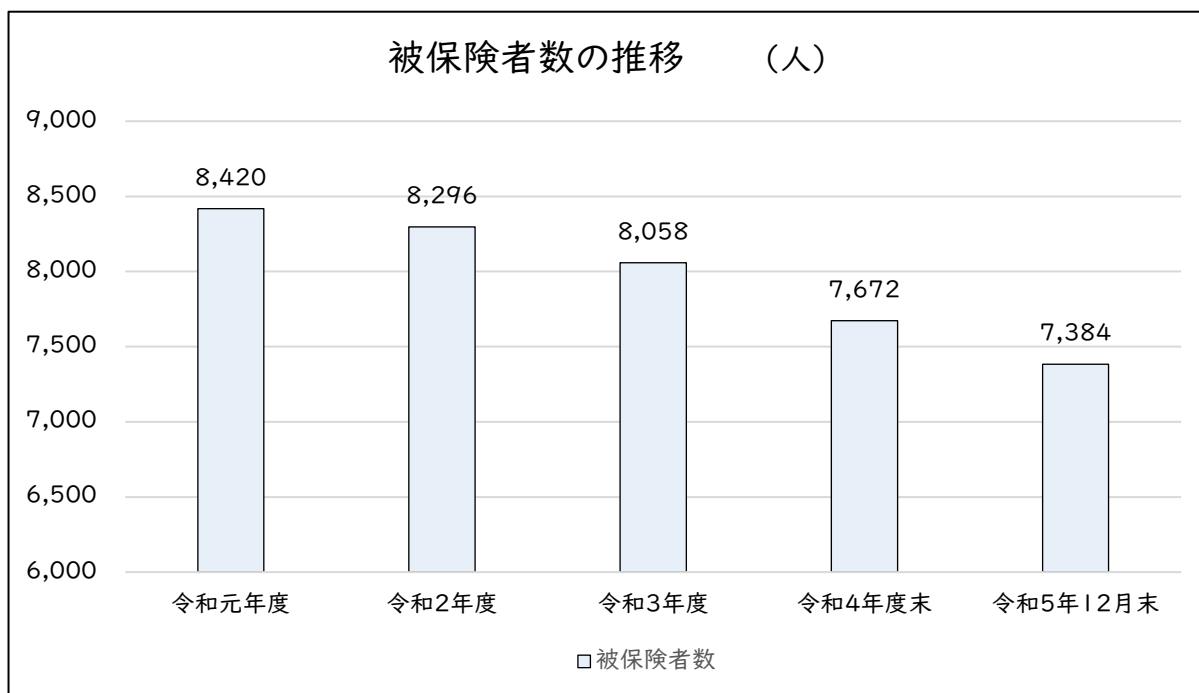


令和5年12月末



新型コロナウイルス感染症の影響等による収入の減少から脱却しておらず、総所得金額100万円以下の世帯が49%と半数に達しており、低所得者の加入割合が高くなっています。

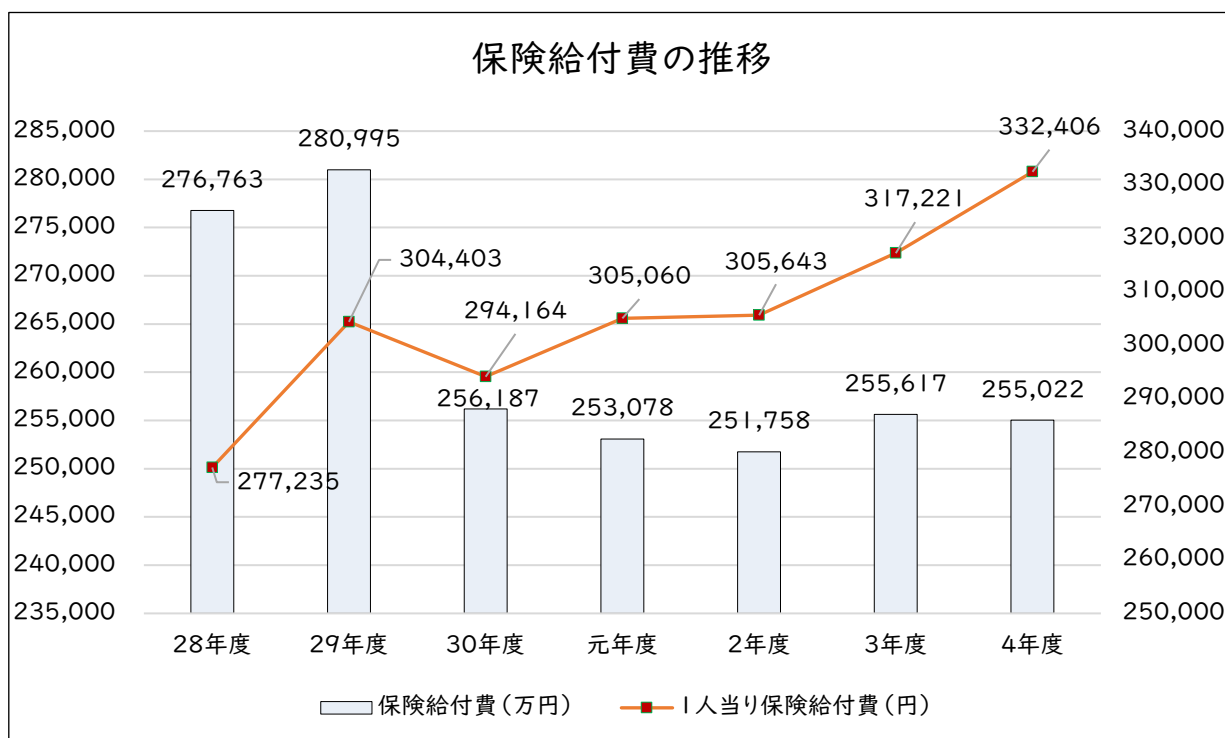
第3節 被保険者の加入状況



被保険者数は、団塊の世代(昭和22年から24年生)の方が後期高齢者医療制度への移行(令和4年から令和6年)が始まり、定年の延長及び社会保険制度の拡大等の影響を受け、年々減少傾向にあります。

第4節 医療費の状況

医療費は、令和2年度新型コロナウイルス感染症による受診控えで一旦減少しましたが、令和3年度以降は増加傾向となっています。被保険者数が減少しているにもかかわらず、令和元年度以降、1人当りの医療費は増加の一途を辿っています。



第5節 保険税率

県の保険料(税)統一化を見据え、県が示した保険料(税)率になるように、令和2年度に現行の保険料率との差の1/3を加減算した税率に改正しました。令和4年度に税率改正予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、税率改正を1年延期し、令和5年度に行い資産割を廃止しました。

県の示す標準保険料(税)率との差があり、一般会計からの赤字補填解消のため、令和6年度は標準保険料率を見据えた税率改正を行います。

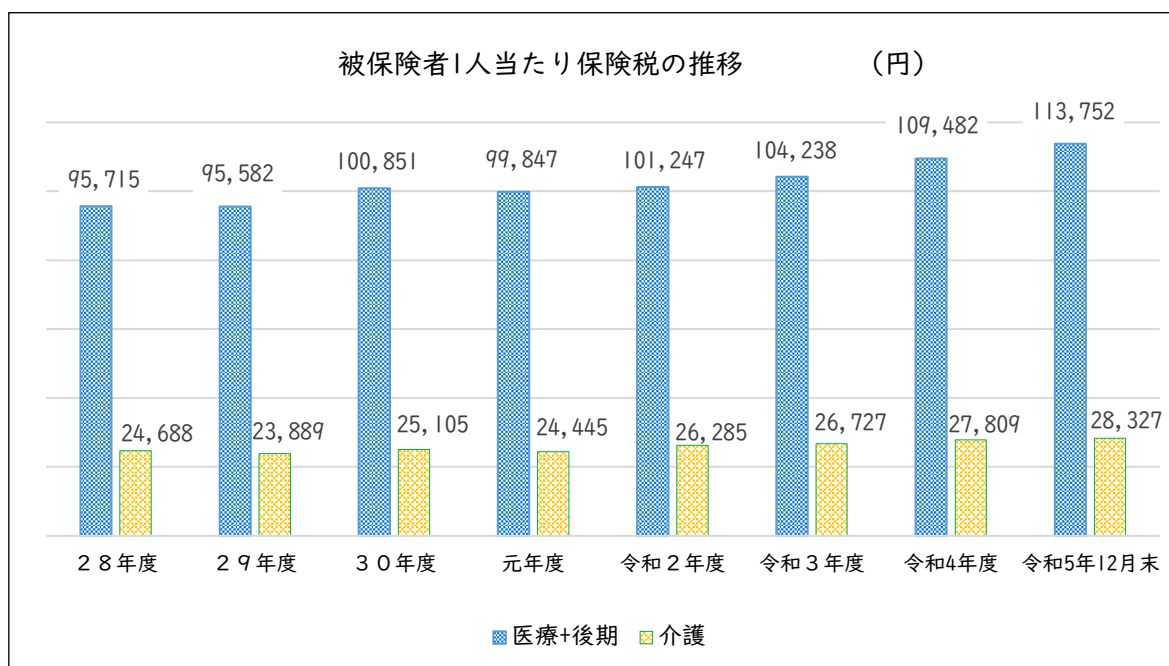
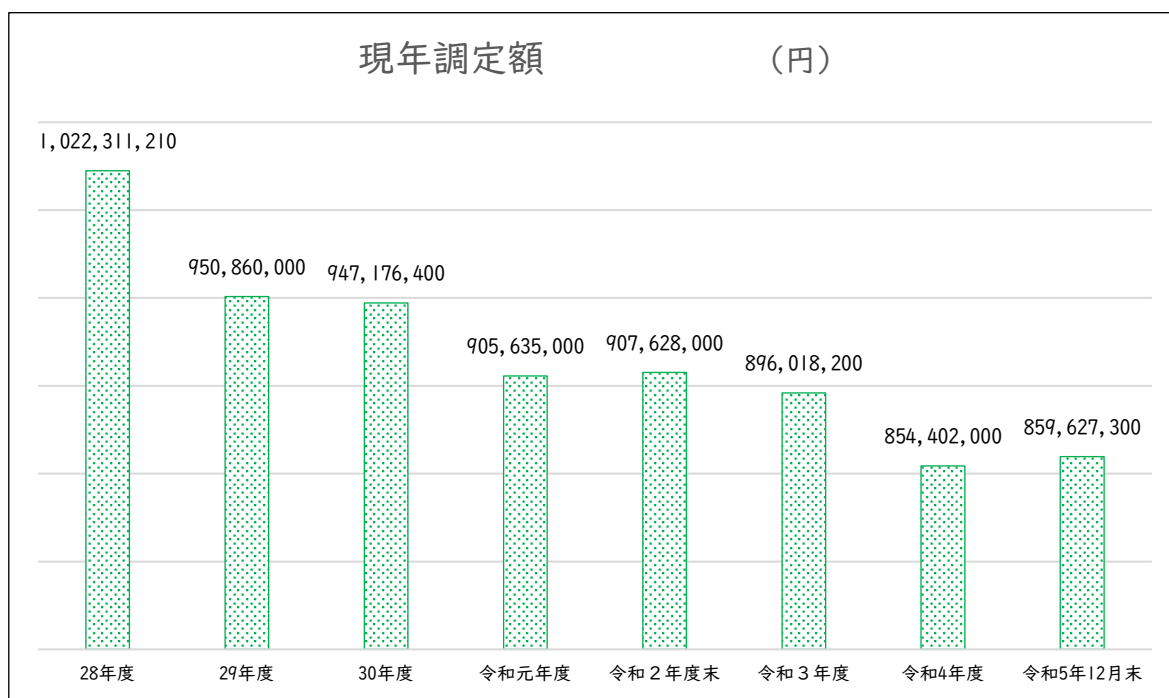
各年度税率一覧表（基礎課税分、後期支援金分、介護納付金分）

基礎課税分	弥富市国民健康保険税率				県が示した弥富市の標準保険料(税)率				弥富市国保税率と県標準保険料率との差			
	所得割	資産割	均等割額	平等割額	所得割	資産割	均等割額	平等割額	所得割	資産割	均等割額	平等割額
平成30年度	5.40%	16.0%	23,000	22,000	6.55%		26,090	18,577	-1.15%	16.0%	-3,090	3,423
平成31年度	5.40%	16.0%	23,000	22,000	6.73%		27,304	19,388	-1.33%	16.0%	-4,304	2,612
令和2年度	5.80%	8.0%	24,400	21,000	6.59%		26,995	18,820	-0.79%	8.0%	-2,595	2,180
令和3年度	5.80%	8.0%	24,400	21,000	6.00%		24,539	17,074	-0.20%	8.0%	-139	3,926
令和4年度	5.80%	8.0%	24,400	21,000	6.71%		28,689	18,868	-0.91%	8.0%	-4,289	2,132
令和5年度	6.40%	0.0%	27,000	22,000	7.58%		32,832	21,237	-1.18%	0.0%	-5,832	763
令和6年度	7.90%	0.0%	33,000	23,000	8.22%		34,344	23,270	-0.32%	0.00%	-1,344	-270

後期支援金分	弥富市国民健康保険税率				県が示した弥富市の標準保険料(税)率				弥富市国保税率と県標準保険料率との差			
	所得割	資産割	均等割額	平等割額	所得割	資産割	均等割額	平等割額	所得割	資産割	均等割額	平等割額
平成30年度	1.90%	2.0%	8,000	6,000	2.16%		8,571	6,103	-0.26%	2.0%	-571	-103
平成31年度	1.90%	2.0%	8,000	6,000	2.15%		8,644	6,138	-0.25%	2.0%	-644	-138
令和2年度	2.00%	0.0%	8,400	6,100	2.21%		8,917	6,216	-0.21%	0.0%	-517	-116
令和3年度	2.00%	0.0%	8,400	6,100	2.33%		9,299	6,470	-0.33%	0.00	-899	-370
令和4年度	2.00%	0.0%	8,400	6,100	2.38%		9,904	6,513	-0.38%	0.00	-1,504	-413
令和5年度	2.25%	0.0%	9,400	6,400	2.69%		11,294	7,305	-0.44%	0.0%	-1,894	-905
令和6年度	2.70%	0.0%	11,000	7,800	2.87%		11,713	7,936	-0.17%	0.0%	-713	-136

介護納付金分	弥富市国民健康保険税率				県が示した弥富市の標準保険料(税)率				弥富市国保税率と県標準保険料率との差			
	所得割	資産割	均等割額	平等割額	所得割	資産割	均等割額	平等割額	所得割	資産割	均等割額	平等割額
平成30年度	1.20%	2.0%	8,000	6,000	1.80%		9,380	4,524	-0.60%	2.0%	-1,380	1,476
平成31年度	1.20%	2.0%	8,000	6,000	1.75%		9,145	4,342	-0.55%	2.0%	-1,145	1,658
令和2年度	1.49%	0.0%	8,900	5,800	2.06%		10,608	5,396	-0.57%	0.0%	-1,708	404
令和3年度	1.49%	0.0%	8,900	5,800	2.41%		12,162	6,214	-0.92%	0.0%	-3,262	-414
令和4年度	1.49%	0.0%	8,900	5,800	2.48%		12,728	6,352	-0.99%	0.0%	-3,828	-552
令和5年度	2.13%	0.0%	11,500	6,200	2.28%		11,880	5,874	-0.15%	0.0%	-380	-136
令和6年度	2.30%	0.0%	12,000	5,900	2.34%		12,143	5,917	-0.04%	0.0%	-143	-17

第6節 現年調定額の状況

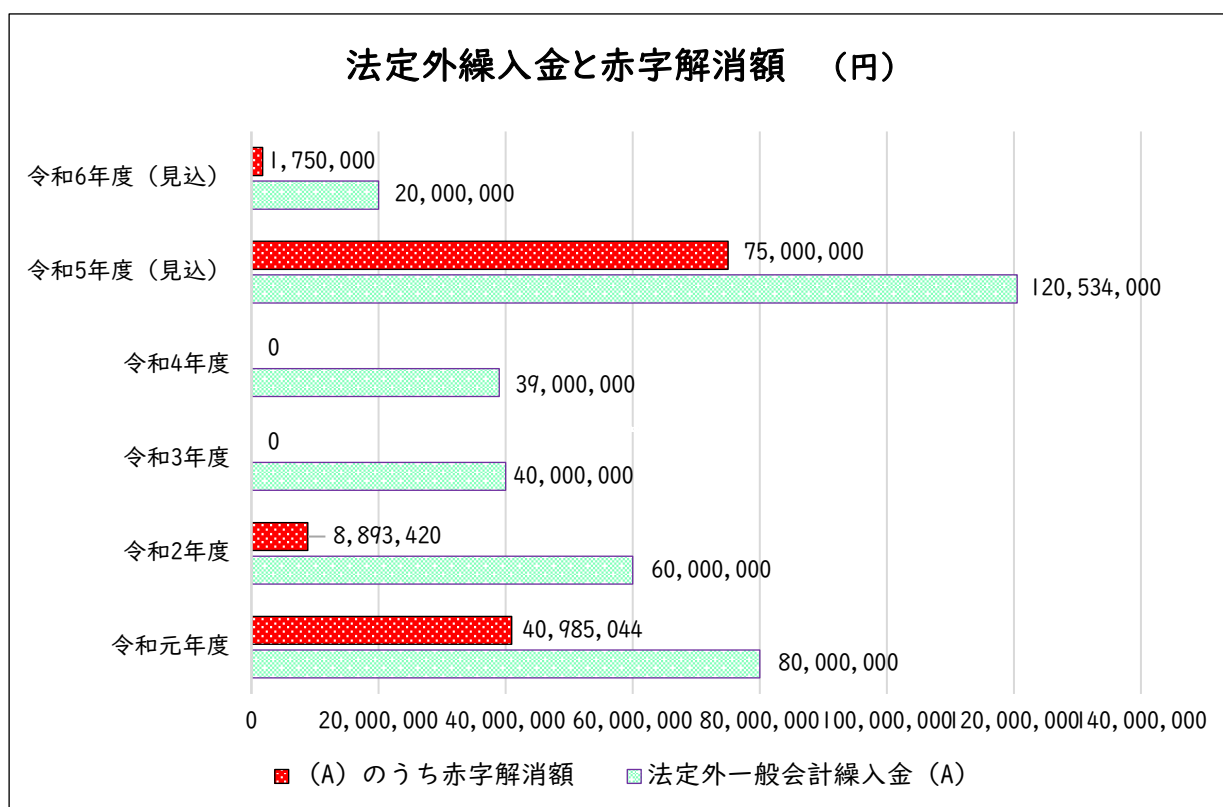


現年の調定額は、新型コロナウイルス感染症等による収入減の影響が長引き、減少傾向にあります。また、社会保険の適用事業所の拡大等により国保の被保険者が減少したため、1人当たりの調定額が増加しています。

第7節 国民健康保険特別会計における赤字の解消・削減

県の事業計画では、一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れる額のうち、赤字額（決算補填目的の額）を解消するため、計画を策定することとしており、目標が達成できない場合ペナルティー（補助金の削減）が課せられます。

計画に沿って一般会計からの繰入を削減し、令和3年度、令和4年度に一旦赤字を解消しました。しかし、長引く新型コロナウイルス感染症による収入減等の影響による国保税の上昇を抑えるため、激変緩和策として令和5年度に一般会計から国保特別会計に1億2千万円余の繰入を行っています。



（円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度（見込）
法定外一般会計繰入金(A)	80,000,000	60,000,000	40,000,000	39,000,000	120,534,000	20,000,000
(A)のうち赤字解消額	40,985,044	8,893,420	0	0	75,000,000	1,750,000

第8節 国民健康保険事業費等納付金

平成30年度より、愛知県も保険者となり、医療費の急激な伸びによる財源不足の心配はなくなったが、県全体の保険給付費相当額のうち市町村で按分した額を、国民健康保険事業費納付金として県に納付するようになりました。

改正当初は、この納付金の急激な増加を抑制するため激変緩和策がとられ、令和2年度までは、県に納付する額は抑えられていますが、令和3年度以降は激変緩和措置の対象からはずれています。

保険給付費の上昇や新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度の納付金算定は、県の決算余剰金を全額活用し納付金の上昇を抑制しています。

令和5年度の納付金は県の決算余剰金が無くなるため、大幅な増加となりました。

保険事業費納付金 一般分

(円)

	激変緩和前 納付金	被保険者数	各年度の1人 当たり納付金	県下順位	各年度納付金 単年度増加率	激変緩和後 の増加率	激変緩和額	激変緩和後 納付金(一般)
令和元年度	1,206,087,341	8,553	141,013	24	103.47%	102.76%	24,606,981	1,181,480,360
令和2年度	1,185,165,555	8,211	144,339	11	103.14%	102.74%	18,220,209	1,166,948,346
令和3年度	1,193,632,565	8,299	143,828	10	103.39%	102.39%	0	1,193,632,565
令和4年度	1,200,831,984	7,897	152,062	10	102.90%	102.90%	0	1,200,831,984
令和5年度	1,265,160,855	7,626	165,870	10	103.77%	103.77%	0	1,265,160,855
令和6年度	1,259,123,248	7,179	175,390	11	100.00%	100.00%	0	1,259,123,248

第2章 国民健康保険事業運営（国保特別会計）の課題

第1節 国民健康保険事業運営の課題

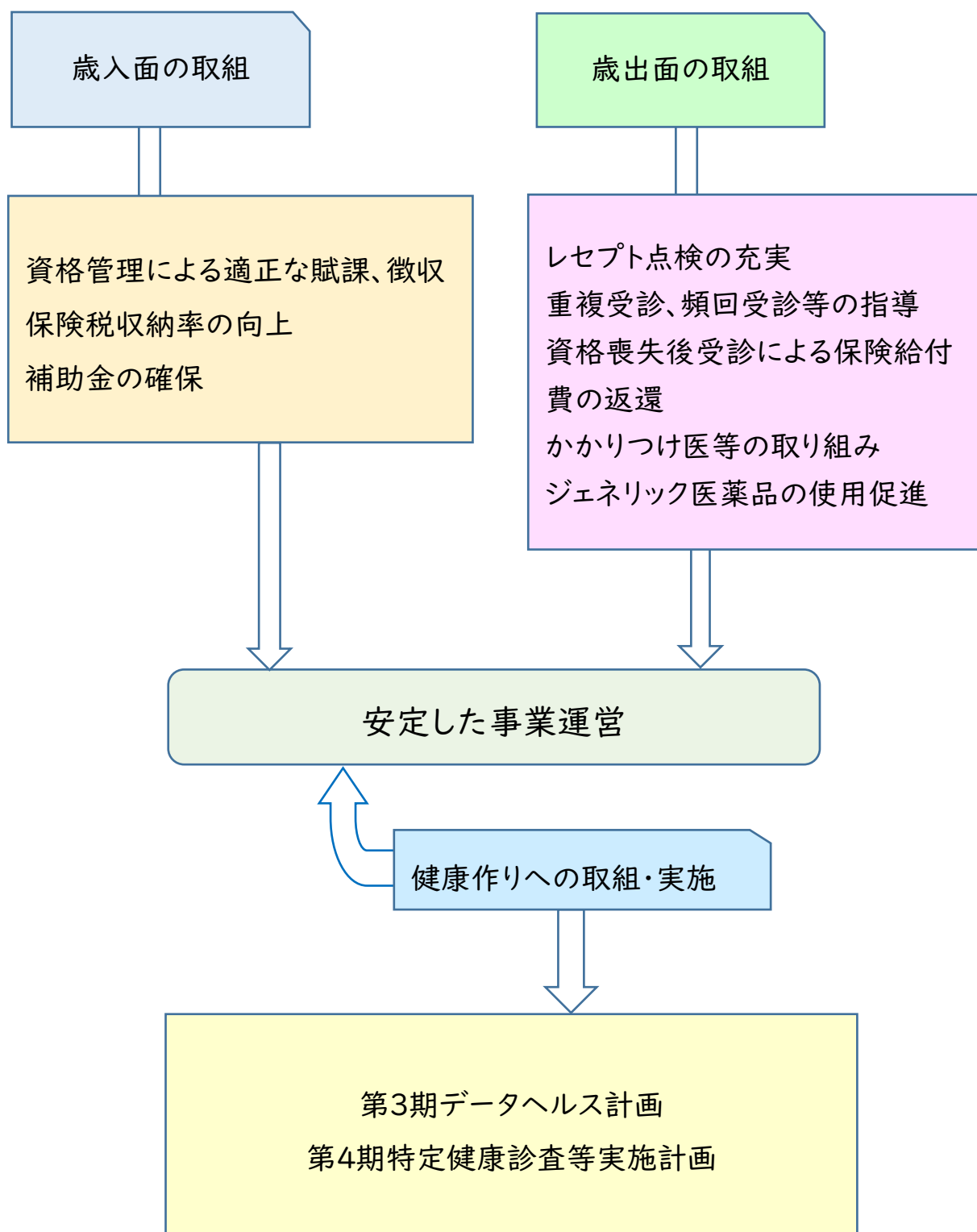
国民健康保険事業を運営していく中での課題として

- 1 被保険者数が年々減少しており、歳出に見合う保険税収入が見込めなくなっており、更に、保険税収納率が低下傾向にあります。
- 2 県の統一化を見据え、県が示した標準保険料（税）率を上限とし、その税率に近づけるための税率改正を行う必要があります。
- 3 医療の高度化等により、被保険者1人当たりの医療費等が高くなっているため、保険給付費は増加しており、県納付金が上昇しています。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響等により、被保険者の総所得が減少したため、令和5年度の国民健康保険税の税収が大幅に減少しました。更に、新型コロナウイルス感染症により受診を控えたことによる重症化、ストレスによる心身の不調等により、保険給付費が増加しています。
- 5 被保険者の年齢構成が高く、医療費水準が高いことや所得水準が低く令和5年度においては65.1%の方が保険税の軽減対象となっており、保険税の負担能力が弱い加入者の方が多いため、保険税負担が重くなっています。
- 6 第3期データヘルス計画、第4期特定健康診査等実施計画に基づき多くの人が健康診査を受診し、自らの健康状態を知ってもらい、生活習慣病予防に努めなければならない。
- 7 1人当たりの保険給付費が高く費用の傾向等を分析し、改善に向けた取り組みを進めていくことが重要であります。また、重複・頻回受診、重複服薬について、適正受診及び適正服薬につなげる取り組みが必要になるとともに、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検分析及び第三者行為求償事務等を一層充実させ、医療費適正化に努めなければならない。

以上のような、国民健康保険事業運営にかかる構造的な課題等の解決に向けて、効果的かつ効率的に事業を推進し、当該国民健康保険事業運営の健全化を図る必要があります。

第3章 国民健康保険事業運営の健全化に向けた基本的な取り組み

国民健康保険事業の現状を踏まえながら、事業運営の健全化に向けて、取り組みの方向性や目標を定めた上で、効果的かつ効率的な事業の推進を図るものとする。



第1節 国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上

1 国民健康保険税の改定

(1) 決算補填目的による一般会計繰入金の解消

国民健康保険事業の安定的な運営を図るためには、最も基盤的な財源である国民健康保険税を適正に賦課し、収納していくことが重要であり、国民健康保険税率を保険給付費等の推計に見合うよう賦課する必要があります。

本市において、平成23年度に国民健康保険税率を改定以来、一般会計からの繰入れにより税率改正を行ってこなかった。しかし平成30年度と令和2年度に事業費納付金に見合う財源を確保するため、税率の改定を行いました。

本市においても、赤字補填のためや保険税の負担緩和を図るためなどの理由による決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入の解消を県から求められていたが令和3年度に解消しています。

しかし、令和5年度に税率改正を行い、資産割を廃止しましたが、長引く新型コロナウイルス感染症による収入減等の影響による国保税の上昇を抑えるため、激変緩和策として令和5年度予算で一般会計から繰入を行うため、改めて令和6年度以降に再度赤字削減を目指します。

(2) 将来の保険事業費等納付金への対応

県に納付する保険事業費等納付金は、令和2年度まで激変緩和策により算定された額から減額されていたが、この額が縮小され、弥富市の令和3年度激変緩和の額は0円となった。

激変緩和の継続やそれに代わる国や県の補助がなければ、減額している額については市の特別会計で賄っていく必要があります。

また、国や県の動向を見据えながら、健全な国保運営をしていく必要があります。

2 令和6年度以降の税率改正

安定した財政運営を図るため、以下の通り税率を改正を行います。

令和2年度

県が示した令和2年度標準保険料(税)率と現在の税率との差の1/3を改正後の税率に加減算した。資産割の税率について、医療給付費分を1/2に、後期支援金分、介護納付金分の資産割を廃止しました。

令和3年度

新型コロナウイルス感染症の影響により国保税の減収が見込まれるが、保険給付費は減少傾向にない。同じく財政がひっ迫する一般会計からの法定外繰入は県への計画通りに削減し、国民健康保険事業財政調整基金を投入したうえで、税率改正は行わず、国保加入者の負担増は避けます。

令和4年度

新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減収が見込まれる。反対に保険給付費は受診控えの反動により1人当たりの保険給付費が増加する恐れがあります。令和4年度に行う予定であった税率改正を1年間見送ることとした。国保財政の不足分については財政調整基金を取り崩し財源に充てることとしました。

令和5年度

医療給付分の資産割を廃止（資産割の完全廃止）し、県が示した令和4年度標準保険料（税）率と、令和4年度保険税率との差の1/2を改正後の税率に加減算する予定でありました。しかし、県に支払う保険事業費納付金が6,400万円余り増加したことで、令和4年度標準保険料（税）率と令和4年度保険税率との差の2/3を改正後の税率に加算する税率改正を行いました。

令和6年度

厳しい財政状況の中、県が示した標準保険料（税）率を見据えた税率改正を行います。

令和7年度以降

毎年度の国保財政状況を示し、税率改正を含め毎年協議を行います。

3 資格管理による適正な賦課の取り組み

国民健康保険税を適正に賦課していくためには、被保険者の資格の把握、所得状況の把握に努めます。

(1) 被保険者の適用

未適用者の早期発見に努めると共に、資格を遡及して適用させる必要が生じたときは、給付等に係る事項の取扱いに留意しながら、国民健康保険税について遡及して適正に賦課を行います。

(2) 適用適正化に関する所得状況の把握

所得状況の把握については、引き続き所得申告書の提出を求めて行きます。これまでの来庁時の聞き取りに加え、所得申告書の必要性（申告書の提出がないと適正な賦課ができない旨）を市ホームページ、広報誌等で周知していきます。

4 国民健康保険税の収納率向上への取り組み

(1) 国民健康保険税収入の状況

調定額と収納額は、加入者の高齢化の進行、雇用形態の変化（非正規雇用の増加）などの影響から平成30年度、令和2年度に税率改定を行ない調定額は増えたが保険税の収納額は厳しい状況であります。更に、令和5年度の税率改正においては総収入、調定額、収納率において前年度を下回る状況となっております。

(2) 国民健康保険税の滞納状況

国民健康保険税の滞納状況を、所得金額別と年齢別の滞納人数及び所得金額別の滞納金額から現状を分析すると、滞納者が特定の階層（低所得者層、高齢者層など）に集中しておらず、それぞれの階層に一定程度存在していることがわかる。これらの分析結果を活用しながら、的確な対応を通じて収納率の確保を図ります。

○目標値

被保険者数の減少や高齢化の進展、更には経済・雇用環境の悪化などの影響を受けて課税所得が減少している中で、収納率の維持向上は厳しい状況にありますが、愛知県国民健康保険運営方針に鑑みて、現年度分の収納率95.00%を目標値とします。

○取り組みの方向性

ア) 滞納状況の分析

滞納状況の改善や今後の増加予測へ対応するため、当該滞納状況を所得金額別滞納世帯数（人数）や所得金額別滞納金額、さらに年齢別などの視点から分析と原因の究明を行ない、効果的かつ効率的な徴収事務が推進できるよう収納率目標の達成にかかる問題点等を検証するなどして計画的に取り組めます。

イ) 納付相談の推進

滞納者に対する納付相談を推進します。納付相談実施通知を送付し、納期限が過ぎた早い段階で電話催告を一斉に行い、納付に結びつけるとともに、来庁者に対して収納課と協同して納付相談を実施します。

ウ) 分納者に対する対応

分納による納付者に対しては、納付相談等を通じて従来からの納付計画を、できる限り見直すよう取り組みを進めるとともに、収納課と連携し、他の税金も含めて納付相談を行います。

エ) 口座振替の加入促進および原則化

収入確保の観点から口座振替の加入促進は重要である。市ホームページ、広報誌等による啓発や納付書送付時のチラシの同封、さらに窓口での直接対応などにより加入率の向上を図るとともに、平成31年度から口座振替の原則化を実施しました。

オ) その他

・コンビニエンスストアでの収納、スマホ決済の機会について実施していることを市ホームページ、広報誌等により啓発して行きます。

第2節 医療費適正化への取り組み

1 レセプト点検調査

医療費適正化の出発点となり、直接的な財政効果をもたらします。

調査結果から医療費の構造や医療費の実態を把握するための基礎資料となります。

得られた情報が保健事業の具体的な取り組みの検討材料として活用できます。

[レセプト点検の主な項目]

○被保険者資格点検 ○請求内容点検 ○給付発生原因の把握

○重複・頻回受診者等の把握及び、柔整・はり灸関係についても適切に点検。

[効果]

請求内容点検 → 再審査請求等を行ない無駄な医療費の支出抑制実施。

給付発生原因の把握 → 負傷原因が交通事故等の第三者行為であれば、被保険者から被害届の提出を求めるなど速やかな求償事務を行います。

重複・頻回受診者等の把握 → 訪問指導等を実施することにより、医療費の抑制につながります。

○目標値

財政効果率2.0%

国保事業充実強化推進運動(新・国保3%推進運動)の医療費適正化対策における「医療費の1%以上の財政効果をあげる」という数値に基づくものであります。

○取り組みの方向性

- ・点検技術や知識を習得するため、県及び国保連合会が主催する研修会へ積極的に参加。
- ・効率的なレセプト点検体制の拡充。
- ・重複・頻回受診者等の訪問指導への活用や第三者行為による求償事務を着実に推進。

2 重複・頻回受診者、重複服薬者への訪問指導等

レセプト点検調査から基準に基づき、重複・頻回受診者等リストを抽出し、保健師による訪問指導等を実施します。

○目標値

重複・頻回受診者等に対し、保健師による訪問指導等を実施します。

3 被保険者資格管理の適正化

国保資格喪失後受診について

社会保険等に参加した後でも国民健康保険で受診する「資格喪失後受診」は、本来、被用者保険者が支払うべき保険給付費を国民健康保険の保険者である本市が支払うことになるため、資格喪失後受診をできる限り減らしていくことも医療費適正化への取り組みとします。

この場合、資格喪失後受診者に対し、本市国民健康保険が医療給付費の請求を行なうことになり、その後資格喪失後受診者が当該被用者保険者に対して保険給付費の返還を求めます。

○目標値

被保険者証等を医療機関に提示することで、国民健康保険資格を有することを証明し、正しい負担割合での確かな医療が受けられるようにすることを目的に、被保険者証等を交付してありますが、更に目的達成度を高めるため、長期(3月以上)の遡及適用を減らすものとし、その目標を5%以下とします。

○取り組みの方向性

・未適用防止や重複適用防止などに留意した適用の適正化の取り組みや広報活動の充実強化を行います。

・被保険者資格管理による医療費の適正化として、国民健康保険資格喪失後の受診に対する保険給付費の返還を着実に進めます。

4 かかりつけ医、かかりつけ薬局の取り組み

日頃からの信頼関係のもと、自分自身をはじめ家族全体の健康と病気に対し適切な指示をしてもらえる「かかりつけ医」を持つことは、疾病の早期発見・早期治療につながるとともに、健康増進にも役立つものであります。症状に応じた最適な医療が受けられ、さらに生活習慣へのアドバイスにより疾病の予防、健康増進につながるというかかりつけ医の効果を示しながら、健康講座等を通じて、かかりつけ医を持っていただく取り組みを進めます。更に、かかりつけ薬局を持っていただく取り組みを推進して参ります。

5 ジェネリック医薬品の使用促進勧奨

医療機関や調剤薬局で処方してもらう薬には、同じ成分や同じ効果でも薬価が異なるものがある。薬価の高いのが先発品であり、研究開発費に多大な費用を要しています。

それに対して、後発品は特許期間終了後に製造・販売される薬（ジェネリック医薬品）であります。このジェネリックは、研究開発費などを要しないため、先発品の3～7割程度の安価で販売されています。薬剤費は国民医療費の約2割を占めています。安価な薬剤の使用が拡大していくことは、薬剤費の抑制につながるものであるため、使用促進を促すとともに必要な情報提供を行ないます。

第3節 健康づくりへの取り組み

1 特定健診・特定保健指導事業の取り組み

特定健診・特定保健指導の実施にあたっては、特定健康診査等基本指針に基づき、特定健康診査等実施計画を作成しており、令和6年度から令和11年度までの計画期間となる第4期特定健康診査等実施計画に健診受診率、指導実施率等の目標を設定しています。

特定健診・特定保健指導の目的は、脳卒中、高血圧、脂質異常症や糖尿病などに代表される生活習慣病の発症や重症化を予防するために、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者や予備群を選び出し、その対象者に保健指導を行い、生活習慣の改善を目指し

ます。この生活習慣病は、国民医療費全体の約3分の1を占めていると言われており、特定健診・特定保健指導には、この生活習慣病の早期発見と予防により、医療費の削減につなげていくこと及び、健康寿命の延伸を図って行くことが狙いにあります。

○目標値

医療費の多くを占める生活習慣病の発症を未然に防ぐために、メタボリックシンドロームの該当者や予備群を選び出し、その対象者に生活習慣を改善するための保健指導することを目的に、第4期特定健康診査等実施計画に設定した目標（受診率、実施率）とします。

○取り組みの方向性

・計画の目標達成には、積極的な特定健診の受診が必要です。そのため、個人通知による保健指導の啓発や市ホームページ、広報誌等での啓発を行い、受診率の向上を目指します。

・特定保健指導は、広報活動や利用勧奨の強化と保健指導事業との連携により、利用率及び実施率の向上を図ります。

2 データヘルス計画の取り組み

データヘルス計画は平成25年6月14日に政府で閣議決定された「日本再興戦略」の中で、健康寿命の延伸のための予防・健康づくりに資する新たな取り組みとして、「データヘルス計画」の作成、公表、事業実施、評価の取組を求められることになり、弥富市でも平成28年11月より計画を策定し推進しています。令和5年度に第3期データヘルス計画を策定しました。令和6年度から令和11年度までの事業実施を計画に基づき進めていきます。（令和8年度中間評価を実施予定）

○実施内容

①レセプト・特定健診データを用いて、「弥富市の特徴や課題の把握」を行い、実施計画を立案します。

②計画に沿って保健事業を実施します。

主な保健事業

- ・ 特定健診の受診勧奨
- ・ 特定保健指導の勧奨
- ・ 生活習慣病の医療機関への受診勧奨（重症化予防）
- ・ 糖尿病性腎症の受診勧奨、保健指導（重症化予防）

- ・ 後発医薬品差額通知の発送
- ・ 重複服薬、重複・頻回受診に対する指導

○取り組みの方向性

計画期間は令和6年度から令和11年度まで。

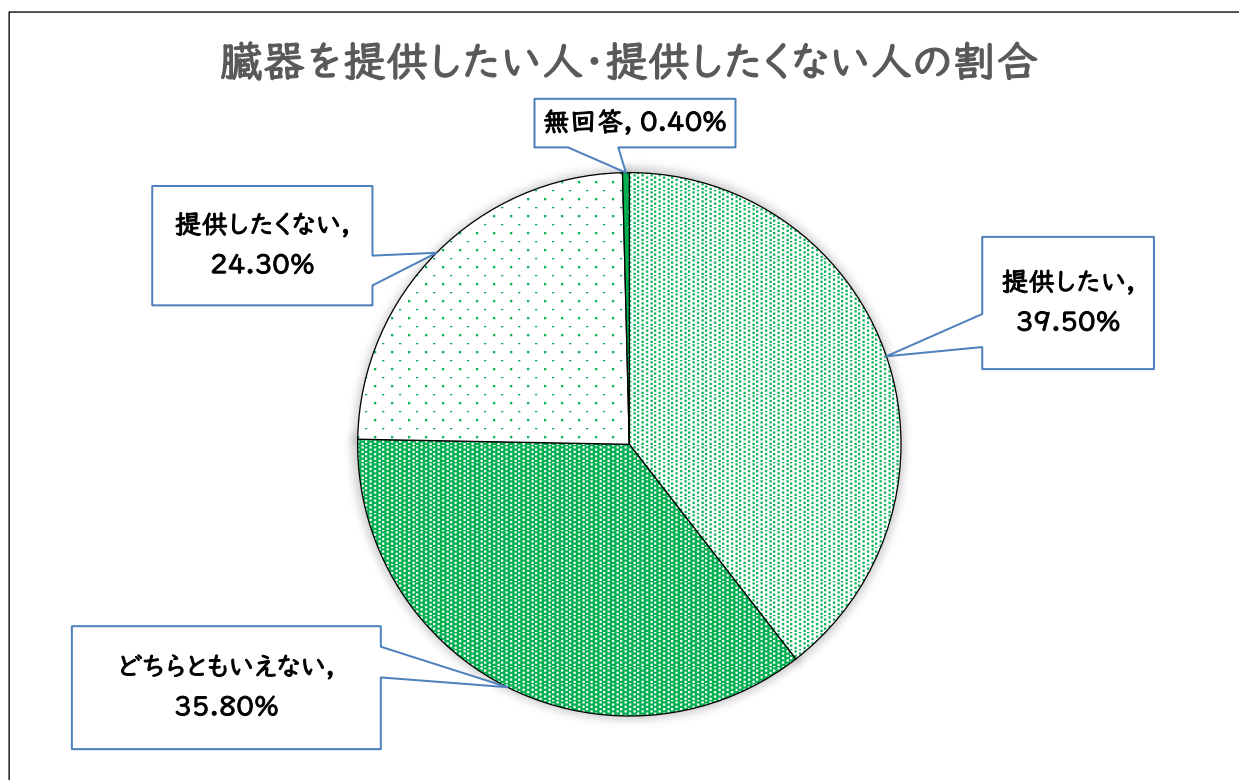
事業を実施したのちにデータに基づいた事業の評価を行います。また、PDCAサイクルの考えを取り入れ効果的な保健事業を行います。(令和8年度に中間評価を実施予定)

第4節 その他の保険事業への取り組み

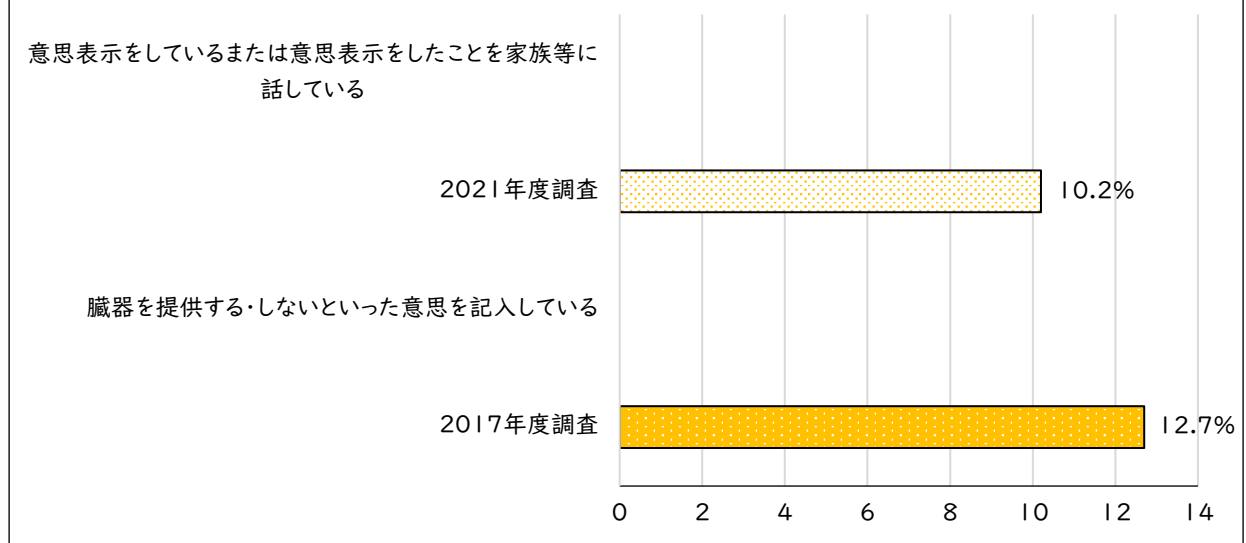
Ⅰ 被保険者証(保険証)「臓器提供に関する意思表示欄」啓発・推奨への取り組み

2010年7月に改正臓器移植法が施行され、被保険者証(保険証)・運転免許証の裏には意思表示欄が設置されました。、更に2016年1月からはマイナンバーカードの表面にも「臓器提供に関する意思表示欄」があります。

移植医療に対する理解を深めていただくために設けられており、意思表示への理解を深めるため啓発・推奨への取り組みを進めて参ります。



臓器提供に係る意思表示をしている人の割合



2021年度の内閣府実施の世論調査によると、39.5%の人が臓器を提供するくいしを持っていることがわかりました。また、提供したくないと回答した人は24.3%でした。しかしながら、臓器を提供する・しないといった意思を何らかの方法で表示しているかと聞いたところ、実際に「意思表示している」と答えた人の割合は10.2%であり、具体的な意思表示という行動に結びついていないことがわかりました。

((社)日本臓器移植ネットワーク資料より)

国保関係資料

1 加入状況

区分 年度	行政区域		国保加入世帯数 (年度末)		国保加入被保険者数 (年度末)	
	総世帯数 (年度末)	総人口 (年度末)	世帯数	加入率	人数	加入率
28	17,286世帯	44,333人	5,675世帯	32.8%	9,883人	22.3%
29	17,535世帯	44,272人	5,429世帯	31.0%	9,191人	20.8%
30	17,889世帯	44,387人	5,216世帯	29.2%	8,709人	19.6%
元	18,230世帯	44,491人	5,127世帯	28.1%	8,420人	18.9%
2	18,373世帯	44,221人	5,085世帯	27.7%	8,296人	18.8%
3	18,375世帯	43,820人	5,014世帯	27.3%	8,058人	18.4%
4	18,665世帯	43,779人	4,869世帯	26.1%	7,672人	17.5%

2 任意給付

区分 年度	任意給付	
	出産育児 一時金	葬祭費
28	420,000円	50,000円
29	420,000円	50,000円
30	420,000円	50,000円
元	420,000円	50,000円
2	420,000円	50,000円
3	420,000円	50,000円
4	420,000円	50,000円
5	500,000円	50,000円

3 保険税の賦課状況

(医療分)

区分 年度	算定割合				課税割合				課税限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	
29	52.3%	8.7%	24.9%	14.1%	5.1%	17.0%	21,000円	22,000円	540,000円
30	52.5%	7.9%	26.0%	13.6%	5.4%	16.0%	23,000円	22,000円	580,000円
元	52.2%	8.0%	25.9%	13.9%	5.4%	16.0%	23,000円	22,000円	610,000円
2	56.1%	3.9%	26.9%	13.1%	5.8%	8%	24,400円	21,000円	630,000円
3	56.1%	3.9%	26.8%	13.2%	5.8%	8%	24,400円	21,000円	630,000円
4	56.8%	3.9%	26.3%	13.0%	5.8%	8%	24,400円	21,000円	650,000円
5	58.4%	0%	28.0%	13.4%	6.4%	0%	27,000円	22,000円	650,000円

(支援金分)

区分 年度	算定割合				課税割合				課税限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	
29	55.4%	4.6%	28.5%	11.5%	1.8%	3.0%	8,000円	6,000円	190,000円
30	57.3%	3.1%	28.0%	11.6%	1.9%	2.0%	8,000円	6,000円	190,000円
元	57.0%	3.1%	28.1%	11.8%	1.9%	2.0%	8,000円	6,000円	190,000円
2	59.7%	0%	28.5%	11.8%	2.0%	0%	8,400円	6,100円	190,000円
3	59.7%	0%	28.5%	11.8%	2.0%	0%	8,400円	6,100円	190,000円
4	60.4%	0%	27.9%	11.7%	2.0%	0%	8,400円	6,100円	200,000円
5	60.1%	0%	28.5%	11.4%	2.25%	0%	9,400円	6,400円	220,000円

(介護分)

区分 年度	算定割合				課税割合				課税限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	
29	53.2%	4.7%	25.0%	17.1%	1.20%	3.0%	7,000円	6,000円	160,000円
30	51.0%	3.1%	28.7%	17.2%	1.20%	2.0%	8,000円	6,000円	160,000円
元	52.0%	3.1%	28.0%	16.9%	1.20%	2.0%	8,000円	6,000円	160,000円
2	57.3%	0%	27.9%	14.8%	1.49%	0%	8,900円	5,800円	170,000円
3	55.9%	0%	28.8%	15.3%	1.49%	0%	8,900円	5,800円	170,000円
4	59.0%	0%	26.7%	14.3%	1.49%	0%	8,900円	5,800円	170,000円
5	61.3%	0%	26.7%	12.0%	2.13%	0%	11,500円	6,200円	170,000円

4 保険税の収納状況

年度	区分	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	収納率(全体)(%)
30	現年分	947,176,400	901,668,706	95.20%	80.62%
	滞繰分	239,388,140	54,922,077	22.94%	
元	現年度	905,635,000	858,461,401	94.79%	80.32%
	滞納分	223,924,845	48,748,665	21.77%	
2	現年度	907,628,000	862,789,313	96.06%	81.29%
	滞納分	207,435,223	43,596,422	21.02%	
3	現年度	896,018,200	851,629,241	95.05%	81.84%
	滞納分	191,327,098	38,252,232	19.99%	
4	現年度	852,540,100	814,935,585	95.59%	81.98%
	滞納分	189,616,952	39,412,238	20.79%	

5 保険給付費支払状況

(単位:円)

区分 年度	療養給付費			
	療養給付費	療養費	高額療養費	高額介護合算
元	2,219,594,199	29,571,645	260,092,976	256,780
2	2,186,738,104	27,423,463	281,167,811	261,216
3	2,236,196,551	24,837,455	273,836,181	283,861
4	2,235,628,795	21,886,195	271,852,855	107,166

(単位:円)

区分 年度	審査支払手数料	傷病手当金	出産育児一時金	葬祭費	保険給付費総額
元	7,896,599	0	10,869,410	2,500,000	2,530,781,609
2	7,364,682	15,070	12,568,000	2,050,000	2,517,588,346
3	7,609,402	87,776	11,122,000	2,200,000	2,556,173,226
4	7,613,003	1,093,122	9,391,680	2,650,000	2,550,222,816

(単位:円)

区分 年度	療養給付費1人当たり			
	療養給付費	療養費	高額療養費	計
元	263,609	3,512	30,889	298,010
2	263,589	3,306	33,892	300,787
3	277,512	3,082	33,983	314,577
4	291,401	2,853	35,395	329,649

6 特定健康診査の状況

年度	対象者数	健診受診者数	受診率
元	5,958人	2,678人	44.9%
2	5,934人	2,361人	39.8%
3	5,721人	2,475人	43.3%
4	5,413人	2,819人	46.8%

7 特定保健指導の状況

年度	区分	特定保健指導		
			積極的支援	動議付け支援
元	対象者	248人	52人	196人
	修了者	52人	4人	48人
	実施率	21.0%	7.7%	24.5%
2	対象者	254人	59人	195人
	修了者	45人	10人	35人
	実施率	17.7%	16.9%	17.9%
3	対象者	257人	63人	194人
	修了者	35人	2人	33人
	実施率	13.6%	3.2%	17.0%
4	対象者	264人	8人	199人
	修了者	30人	2人	28人
	実施率	11.4%	3.1%	14.1%



令和6年度

弥富市国民健康保険
に関する事業計画

令和6年2月

弥富市健康福祉部保険年金課国保グループ
愛知県弥富市前ヶ須町南本田335番地
電話 0567-65-1111（代表）
内線 122